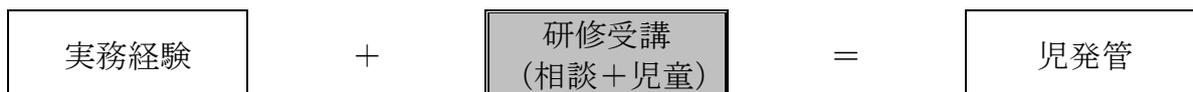


## 平成 29 年度静岡県児童発達支援管理責任者緊急養成研修実施要綱

- ・ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所（事業所）及び障害児入所施設（施設）に配置しなければならない児童発達支援管理責任者（児発管）の資格要件が、平成 29 年 4 月 1 日から厳格化されました。
- ・ 事業所及び施設では、新たな資格要件を満たす児発管を、経過措置期限の平成 30 年 3 月 31 日までに確保しなければなりません。
- ・ 確保できない場合、新規事業所及び新規施設を開設することができません。
- ・ また、既設の放課後等デイサービスなどの事業所においては、報酬の 3 割が減算されることとなります。
- ・ 以上のとおり、今回の措置が事業者の経営に与える影響が少なくないことや経過措置期間が 1 年間しか設けられていないことなどを踏まえ、県では、障害福祉サービスの質・量を確保し、県民サービスを維持・向上するため、児発管緊急養成研修を開催することとしました。
- ・ 各事業者においては、この背景・趣旨を十分に理解し、本研修の不要不急の受講申込はお控えくださいますようお願いいたします。

### 1 研修体系

この研修は、「相談支援従事者初任者研修」（相談）と「児童発達支援管理責任者研修」（児童）を合わせて実施するもので、すべてのカリキュラムを修了すれば、児発管の研修受講に係る要件を満たすことができます。（児発管になるためには、実務経験に係る要件も充足する必要があります。十分御注意ください。）



※ 事業所の指定に先立ち、児発管の実務経験の確認が必要な場合は、各指定機関（県福祉指導課または政令市担当課）へ御確認ください。（別紙 2 を十分に確認し、受講予定者が勤務していた施設・事業所の種別や本人の職種、所持している資格等を把握した上で、判断に迷う点を明確にしてから連絡するようにしてください。）

事業所及び施設の所在地	問い合わせ先
政令市	静岡市障害福祉課・・・054-221-1197 浜松市障害保健福祉課・・・053-457-2860
政令市以外	県福祉指導課・・・054-221-3772

## 2 目的

本研修は、児童福祉法における障害児通所支援事業等のサービスの質の確保に必要な知識及び技能を有する児発管の養成を図ることを目的とするものです。

## 3 期間及び会場

研修期間は8日間とし、下記日程により行います。

日程	区分	Aグループ	Bグループ	会場
1日目	相談	1月11日(木)		プラサヴェルデ コンベンションホールB (沼津市大手町1-1-4)
2日目	相談	1月12日(金)		
3日目	相談	1月16日(火)	1月17日(水)	あしたか太陽の丘 研修センター4階 (沼津市宮本5-2)
4日目	相談	1月23日(火)	1月24日(水)	
5日目	児童	1月30日(火)		グランシップ会議ホール風 (静岡市駿河区池田79-4)
6日目	相談	2月14日(水)	2月15日(木)	あしたか太陽の丘 研修センター4階 (沼津市宮本5-2)
7日目	児童	2月19日(月)	3月1日(木)	Aグループ: グランシップ会議室1001-2 (静岡市駿河区池田79-4)
8日目	児童	2月20日(火)	3月2日(金)	Bグループ: シズウェル703会議室 (静岡市葵区駿府町1-70)

※駐車場の利用について「11 注意事項」を確認してください。

なお、受講予定者のこれまでの研修修了状況によって、受講区分(受講が必要な日程)が下記のとおり異なります。

受講区分	これまでの研修修了状況			受講が必要な日程							
	相談支援従事者初任者研修 (本県・他県で実施したもの)	児発管研修	他分野のサビ管研修 (本県で実施したものに限る)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
①	未	未	未	○	○	○	○	○	○	○	○
②	未	未	済	○	○	○	○		○	○	○
③	未	済	—	○	○	○	○		○		
④	済	未	未					○		○	○
⑤	済	未	済							○	○

#### 4 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課  
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

#### 5 内容

別紙1のとおりとします。

#### 6 対象者

静岡県内の事業所及び施設への配置予定時までに、児発管として必要な実務経験(別紙2)を満たす見込みのある方で、下記のいずれかに該当する方を優先します。

- ① 事業所及び施設が配置基準を満たしておらず、報酬の減算が始まっている場合
- ② 事業所及び施設において、児発管(みなし)が配置されている場合
- ③ 平成30年度中に新たに開所する事業所及び施設に配置しようとする場合
- ④ 現任児発管の退職等により、平成30年度中に配置基準を満たさないことが見込まれる場合

※ 申込書の内容は、その事実関係を指定機関や関係市町等に確認し、受講決定に係る判断の参考とします。

※ 本年度、県で既に実施しているサービス管理責任者等研修において受講機会を付与している事業所及び施設については、原則として今回の研修の対象とはなりませんので御注意ください。

#### 7 定員

150人程度

## 8 申込方法

区分	内容
申込様式	別紙様式 様式ダウンロード先 <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaipln/plan/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaipln/plan/index.html</a>
申込方法	県障害者政策課へ、電子メールに別紙様式を添付して送信 ※PDFファイルは不可
申込先	shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
申込期限	平成29年12月1日（金）17時
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申込書を受信した後、2営業日以内に、県から受信報告のメールを送信します。受信報告のメールが届かなかった場合、エラー等が生じている可能性がありますので、県障害者政策課まで電話（054-221-3599）で確認してください。</li> <li>② 申込書や申込手続きに不備があった場合は受付できません。</li> <li>③ 申込みは、法人（又は市町）ごとに行ってください（事業所単位の申込みは無効）。</li> <li>④ 県外の事業所等に配置される予定の方については、お申込みいただけません。</li> <li>⑤ 1事業所あたり1名以内でお申込みください。</li> <li>⑥ 同一法人内で複数名の申込みをする場合には、優先順位が高い方から、申込書に記載してください。</li> <li>⑦ 受講に際し、身体的配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込書に記載してください。</li> <li>⑧ 修了者氏名や所属事業所等の情報は、配置状況の把握等のため、県から政令市へ提供します。</li> </ul>

## 9 受講者の決定・通知

県障害者政策課長が実務経験年数や法人ごとの申込者数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定して、各法人の長あてに受講（可否）通知書を送付します（通知は12月15日頃発送予定）。申込後の、受講希望者の変更をはじめとする申請書記載内容の変更は、原則として認められませんので御注意ください。

## 10 受講費用及び修了証書

受講区分に応じて下表のとおり研修参加費をお支払いいただきます。なお、研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合であっても参加費は返金できません。また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

なお、該当のカリキュラムを修了した方に、下表のとおり修了証書を交付します。

受講区分	研修参加費 (事前振込)	テキスト代 (当日現金)	修了証書
①	14,000円	8,000円	相談支援従事者初任者研修修了証書 サービス管理責任者等研修修了証書
②	14,000円	6,000円	相談支援従事者初任者研修修了証書 サービス管理責任者等研修修了証書
③	7,000円	4,000円	相談支援従事者初任者研修修了証書
④	7,000円	4,000円	サービス管理責任者等研修修了証書
⑤	7,000円	2,000円	サービス管理責任者等研修修了証書

※ 研修参加費は、法人所在地へ送付する納入通知書により、納期限までに振り込んでください。（各受講区分の研修初日に領収書のコピーを提出いただきますので、あらかじめ御用意ください。）

※ テキスト代は、上記金額を、1日目に4,000円、5日目に2,000円、7日目に2,000円、受付にて現金でお支払いいただきます。

## 11 注意事項

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、修了証書の交付は行いません。

- ① 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除きます。）
- ② 欠講・早退・離席等により、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、著しく受講態度が悪いと実施主体が判断した場合
- ④ 課題について所定の期限までに提出がなかった場合、又は、その内容に著しい不備・流用が認められた場合

(2) 受講決定通知書に記載の受講グループでの受講となります。グループの変更は認めません。

(3) あしたか太陽の丘研修センターのみ受講生用の駐車場があります。

他の会場には駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して来場してください。

(4) 受講決定を受けた方が、相応の理由がなく研修を修了しなかった場合、次回以

降の研修における受講者の選定にあたって、当該法人からの申込みの優先順位を下げるなど、一定の不利益が生じる場合がありますので、御注意ください。

申込・問い合わせ先

- ・ 静岡県健康福祉部障害者政策課 担当 安部
- ・ 電話番号 054-221-3599 (受付時間：平日9:30～17:00)
- ・ メールアドレス shogai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp (申込書送信先)
- ・ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaiplan/plan/index.html>